

# 稲毛区地域福祉計画



## 推進協議会だより No.7

平成 21 年 11 月 10 日発行

編集：稲毛区地域福祉計画推進協議会事務局  
稲毛区穴川 4-12-1 (稲毛福祉事務所内)  
TEL: 284-6282 FAX: 284-6193

### 第1・2回稲毛区地域福祉計画推進協議会開催

#### 区推進協議会の目的・役割

- (1) 区地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- (3) 区地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整



「花の都・ちば」  
シンボルキャラクター  
ちはなちゃん



平成 21 年 6 月 27 日(土)、9 月 5 日(土)に稲毛区役所講堂において稲毛区地域福祉計画推進協議会(以下：区推進協)が開催されました。

第 1 回区推進協では、委員の互選により、委員長に鈴木委員、副委員長に原田委員と松川委員が選任されました。

続いて、行政から「区地域福祉計画の見直しについて」として、見直しの趣旨、考え方・ポイント、現計画の見直し方法や、「区地域福祉計画の取組状況調査について」の説明がありました。また、11月に開催予定の市推進協議会において委員長が稲毛区福祉計画の進捗状況及び現状について、報告する予定であることから、各委員より情報提供や貴重な意見交換が行われました。

第 2 回区推進協では、前年度に続き各委員がそれぞれの地区ごとに4つのグループに分かれ、具体的な取り組みについての意見交換が、活発に行われ、グループの代表者より意見が発表されました。(2、3面に掲載)

次回、区推進協は平成 22 年 11 月 28 日開催を予定しています。なお、この区推進協は、一般にも公開を行っています。

#### 稲毛区地域福祉計画推進協議会

委員長 鈴木 金作



昨年度に引き続き稲毛区地域福祉計画推進協議会委員長に選出されました鈴木金作でございます。

今年度より新たに委員の方が5名増員され、地域福祉推進計画の推進について皆様方の協力と知恵をお借りして勇往邁進して行きたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

昨年度は、稲毛区地域福祉を推進していく上での方向性を示す「5つの基本方針」を、各地域ごとに委員の方々を4つのグループに分け、グループごとに1つの基本方針を割り振り、具体的な取り組み事項について積極的な意見交換、問題点の洗い出し、解決策等を協議していただいたことで、この地域福祉計画推進協議会が情報のプラットフォームとしての機能をより一層担ってきていると自負しております。

今年度も、引き続きこの作業を複数回繰り返し、次期5ヶ年計画に向けての見直し作業も合わせて行い、皆様から出た意見を共有し、取り入れ活動していくことで、安全・安心して暮らせる「まち」づくりに繋げていきたいと考えております。

今後、皆様方の積極的な参画を期待するとともに、ご意見ご要望もいただけたらと考えております。

#### 稲毛区長

弓削田 和行



稲毛区長の弓削田です。

稲毛区地域福祉計画推進協議会もスタートして今年で4年目となりますが、日頃から地域に密着した福祉活動にご活躍されている方々に対しまして、深く感謝申し上げます。

稲毛区地域福祉計画は、5つの基本方針と35の具体的取り組み事項があり、各地域で数多くの事業が繰り広げられており、「高齢者を支援するネットワークの構築」「防災マップづくり」「地域助け合いボランティア養成」など大きな成果が得られているところでございます。

昨今、地域でのつながりが希薄化している中、身近な地域での見守りや支え合い・助け合いがますます重要になってきております。

今後、推進協議会委員の皆様はもとより、地域の皆様には、地域福祉活動が根付き、潤いのある住みやすい地域となりますよう引き続きご尽力いただきたくお願い申し上げます。

## 推進協議会での意見交換

平成20年度第4回目と今年度第2回目の稲毛区地域福祉計画推進協議会において、計画の内容や取り組み状況についてさまざまな意見交換が行われました。

その協議された内容等に付きましては、概ね次のとおりです。



## 基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

### 1- (1) -① 「地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう」

- ・一番大事なことは、町内自治会との連携を図ることが重要です。
- ・町内自治会が中心となって各種行事が実施されていますが、参加者が固定化してきているという現状もあります。
- ・「地域に無関心になっている」「危機感が感じられない」などの現状を克服していく活動が求められています。

### 1- (2) -① 地域の情報交換の推進

- ・困っている人は、まず行政の相談窓口へ相談しています。
- ・民生委員・児童委員や町内自治会の方への相談は活用されていますが、地域の施設や相談コーナーなどへの利用が少ないようです。
- ・地域の相談窓口部分を強化することに注目し、各町内自治会組織の組長や班長が、年1回の会費集金の際に自治会の内容や組織的なアドバイスを行う事から始めてみましょう。
- ・自治会回覧が個別に2ヶ月に一度配布され、様々な行事や地域の情報が入っているのでも有効です。

### 1- (2) -② 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

- ・回覧板に困った欄を設けても、個人情報などの個人的な内容を書き込むのは難しいのではないかと。
- ・個人情報が書き込まれた場合、民生委員と地区部会との連携がうまくいくのか、また、推進協議会内で個人情報の基準についても話し合うべきではないでしょうか。

## 基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

### 2- (1) -③ ご飯を一緒に食べる機会作り

- ・食事サービスを実施している中で個別に相談等を受けている場合もあります。
- ・個別の相談窓口は、公設だけでなく民間の施設でも相談に応じていますが一方で、相談窓口が一本化されておらず分かりづらい現状があります。
- ・「どんなニーズを抱えている人でも、連絡すれば解決できる」場所があると良いです。
- ・高齢者関係は、情報提供や相談する機会が多くあるように見受けられます。
- ・障害者関係の方は、外出できない方が多く、情報に接する機会が限られてしまいます。
- ・障害者の情報は、民生委員まで入ってこない現状があります。



### 2-(1)-⑥ 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施

- ・小学生については、放課後の居場所が確保されていますが、特に中学生・高校生については、放課後の居場所づくりや地域交流の場がないのが現状です。
- ・中学校で放課後、部活動をやっていない生徒を対象に地域の方と交流する居場所づくりを計画しましたが、校長先生の異動や、場所確保の問題があり構想段階で終わってしまいました。
- ・場所の確保という問題で、学校の空き教室、商店街の空き店舗ということイメージされやすいですが、学校及び商店街によりけりで地域性などもあります。

### 2-(2)-⑥ これからできる施設などについての活用方法の提案

- ・この取り組みは稲毛区推進協議会の役割に密接にからんでいます。
- ・稲毛区地域福祉計画には、保健福祉センターが建設されることにより、小中台保健センター跡地の活用方法について地区フォーラムで出された意見をもとに地域の声として提案していくとあります。
- ・当区推進協議会は、この取り組み事項に対して積極的に取り組んで行きたいと思えます。

### 2-(3)-① 交通手段の充実に向けて

- ・コミュニティバスを利用し、千葉⇄稲毛（北部）⇄花見川を結ぶような経路が考えられます。
- ・市全体から見ると稲毛区は必ずしも不便ではありませんが、交通の利便性は地域によって違いがあります。
- ・アイデアとして、開発利益を還元する形で公園や集会所などを提供しているのと同様にバスの運行を提供してもらおう考えもあります。
- ・過去に循環バスを通したことがあります。並大抵のことではなかったと記憶しています。

## 基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

### 3-(1)-① 地域の情報の収集と発信

- ・地域福祉というのは、多くの人に知ってもらうことに意味があるので、困っていないような方にも見てもらえるような情報の発信の仕方をしていかなければなりません。
- ・情報の発信として、地区部会が地区部会だよりを発行していますが、実感としてあまり見てもらえていないのではないのでしょうか。
- ・町内の回覧では、末端までの伝達がされていない地域もあるようです。
- ・「推進協議会は、情報のプラットフォームである」と言われますが、稲毛区推進協議会の開催回数を増やす必要があるのではないのでしょうか。
- ・地域の方々がグループに分かれ、顔を見合わせて意見交換できたので、このような場は必要であることを再認識しました。

### 3-(1)-② ぶらっと寄ることができる場での情報提供

- ・ぶらっと寄れる場というのは、特定の人だけではなく誰でもが集まれる場ということです。区役所・公民館・コミュニティセンター等これまでも利用されています。
- ・今後、新しく出来る保健福祉センターの活用について、有効に利用できるよう提案していきたいと思えます。

※ 昨年度第4回と今年度第2回の稲毛区推進協議会で話し合われた議事内容をまとめたものを記載しました。紙面の都合で、基本方針4と基本方針5につきましては、推進協だよりNo.8号にて掲載の予定です。



# 夕焼けサロン

(地域の方々との  
交流の場の設定)

基本方針2 「学校の放課後を利用したみんなの居場所作りや地域との交流」に取り組みられた縁が丘中学校の事例を校長先生のお話をもとに紹介。

学区のはずれに位置する本校は、保護者や地域の方々が学校に足を運ぶ機会が少なく、生徒も親・兄弟の核家族が多い。そこで、ふだんお世話になっている地域の方々など経験豊かな皆様とのふれあいの機会を設けることで、子どもたちの健全育成が図れると考えます。

## (目的)

- ・保護者や地域の方々常在に学校に目を向けていた
- ・だけのような場を作る。
- ・「地域の学校」として、保護者・地域が一体となつて生徒を育てる場を作る。
- ・生徒の相談に応じることが出来る場を作る。

「夕焼けサロン」という名称と構想については、平成19年度よりありましたが、実際は平成21年度4月より実施され、毎週月・火曜日の放課後4時から5時の間、第二保健室で行われています。

現在、主に来ていただいている地域の方々3名。当初生徒には「悩みの相談」ということで呼びかけたため、参加者が少なかった。現在は「雑談において」ということで呼びかけています。

放課後生徒達が気軽に立ち寄り、雑談しながら交流が図れたらよいと願っています。

(校長先生談)

(山田委員)



## 編集後記

秋晴れの快晴に恵まれた10月18日、「稲毛区民まつり」は社協各地区部会の活動報告や参加団体のバザーや出し物などで賑わっていました。地域のみんなが力を合わせて楽しいひとときを過ごすことが出来るお祭りも地域福祉の一環かと思えます。



☆ 放課後活動風景 ☆

これから地域活動等に興味のある方やお困りの方のための情報誌として頑張ってください。ご協力をお願いします。

## 稲毛区福祉の相談窓口

### 【稲毛福祉事務所】

[ <http://www.city.chiba.jp/ward/inage/inage.html> ]

- ・福祉サービス課 《身体障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉等》  
保健福祉総合相談窓口(☎:284-6282)  
高齢福祉係(☎:284-6282) ・児童福祉係(☎:284-6137)  
障害福祉係(☎:284-6140) ・家庭児童相談室(☎:284-6139)
- ・社会援護課 《生活保護の相談等》  
社会給付係(☎:284-6135) ・保護第一係(☎:284-6142) ・保護第二係(☎:284-6143)
- ・介護保険課  
保険料給付班(☎:284-6232) 《保険料の賦課・介護保険給付等》  
受給者管理班(☎:284-6241) 《要介護等の認定・訪問調査等》

### 【社会福祉協議会稲毛区事務所】 (☎:284-6160)

[ <http://www.chiba-shakyo.com/> ]

《ボランティア活動に関する相談や講座の開催、地区部会の支援、車椅子の貸出、生活福祉資金の貸付相談等》

### 【小中台保健センター】 (☎:256-9418)

[ <http://www.city.chiba.jp/ward/inage/konakadai-hc/index.html> ]

《乳幼児の健康診査、育児相談、成人・老人の健康教育等》

### 【あんしんケアセンター】

みどりの家(☎:284-6811) ・双樹苑(☎:304-7740)

《介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待の早期発見・防止、権利擁護等》